

10 平成15年6月11日申請（平成15年（争）第2号）（役務提供のための設備の利用）

（1）経過

平成15年	
6月11日	平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2））
12日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
17日	あっせん委員（吉岡委員、尾畑特別委員及び藤原特別委員）の指名。
18日	NTT東日本から、答弁書の提出。（⇒（3））
25日	平成電電が、申請の取下げ。（⇒（4）） 委員会から、NTT東日本に対し、申請の取下げがあった旨の通知。

（2）申請における主な主張

本年3月7日、同月10日、4月23日付けで、MDF（主配線盤）の利用の可否についてNTT東日本に対し、同社の接続約款に基づいて調査を申し込んだところ、同接続約款の規定では1ヶ月以内に回答をすることとされているにもかかわらず、現在に至るまで414の局について、同社から完全な回答が得られていない（H側のMDFの利用の可否の回答がない等）。これらMDFを利用してのサービスを6月20日に開始する予定であるところ、その開始に支障を生じかねない状況になっており、早急に回答を求めたく、あっせんを申請した。

（3）答弁書における主な主張

ア NTT東日本では、一連の手続の過程において、「要望されているMDF端子はV側の1端子のみ」であるとして、手続を進めてきた。このような中、平成15年5月22日の協議において、平成電電よりMDF端子のH側を含む2端子を確保するよう要望する旨の申出がなされ、当事者間で継続して協議を実施し、平成15年6月12日の協議において、今回のあ

っせん申請の対象とされた事項について、次項のとおり、当事者間で手続を進めることで合意が図られた。

イ NTT東日本は、「V側MDF端子と同数のH側MDF端子の設置の可否」について追加調査を行い、平成電電に回答を行うこととした。

なお、上記追加調査の回答は、次のスケジュールで実施することとしている。

(ア) 既に自前工事申込書が提出されている46のビルについて、平成15年6月20日までに追加回答

(イ) (ア)以外の調査対象ビルについて、平成15年6月末日までに追加回答

(4) あっせん申請取下げについての事情説明

平成電電がNTT東日本に対し、平成15年3月7日、同月10日及び4月23日付けで調査を求めた件について、平成電電は、6月30日までにNTT東日本から回答を得ることとして、この度、合意した。ついで、6月11日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について、取り下げる。